

遊休農地解消緊急対策事業

こんなことでお困りではないですか？



近隣の担い手が遊休状態を解消したら借りてくれるみたいだけど、自分は体力的に困難…

規模拡大（就農）したいけど、空いている農地が遊休農地しかない…



農地バンクが遊休農地を借り受け、解消し、農業者に貸し付けます！
遊休農地でお困りの方はぜひ活用しましょう！



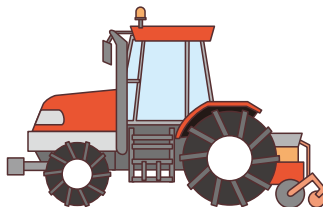
事業の実施要件

■事業の対象となる遊休農地

- 農振農用地区域内のうち草刈り等の簡易な整備で解消可能な1号遊休農地（緑区分）
 - 使用貸借のみを対象（10年以上の農地中間管理権の設定が必要）
 - 遊休農地を借受け・解消した年度から翌年度までに貸付けの活用が見込まれることが必要。
- ※所有者不明農地は補償金を供託する必要があることから本事業対象外。

■事業の対象となる作業

- 草刈り
 - 除礫
 - 抜根
 - 耕起・整地
- ※畦畔除去、暗渠設置、区画整理等は対象外



■交付額

- 解消に要した費用を10a当たり最大43,000円補助します。
- ※上記の金額を超過した分は、所有者又は耕作者の負担となります。
(市町村単独事業との協調助成等を受けられる可能性があります。)

農地バンクを活用して、かけがいのない農地を活かし、地域農業を守りましょう！

お問い合わせ先

群馬県農業公社（農地バンク）農地管理係へお気軽にご相談ください！
群馬県農業公社（農地バンク）：TEL 027-251-1220

遊休農地解消緊急対策事業の進め方

1 対象農地の選定

- 対象農地を農業公社が選定します。

2 対象農地の決定

- 農業公社が対象農地のある市町村を個別に回り、事業実施に向けた調整をします。
※対象農地は、1号遊休農地、使用貸借のみを対象とし、貸付けが見込まれていること。

3 農地の貸借（出し手→機構）

- 対象農地を、地権者（出し手）から農業公社（機構）が借り受ける契約を結びます。

4 事業の実施

- 農業公社等が対象農地の草刈り等の簡易な整備を行います。
※補助金額を超えた場合は、所有者または耕作者の負担となります。

5 農地の貸借（機構→受け手）

- 事業実施農地について、農業公社（機構）から耕作者（受け手）に貸し付ける契約を結びます。

【お願い】対象になりそうな農地がありましたら、農業公社農地管理係まで情報提供願います。

よくある質問

Q 1 補助事業とならない経費はありますか？

A 1 農業用機械や施設の購入費等は対象外です。

Q 2 交付額は、解消作業全体でないといけませんか。特定の項目のみ対象とすることは可能でしょうか。また、市町村単独事業との協調助成は可能でしょうか？

A 2 本事業は、遊休農地を耕作可能となるように整備することを目的としていることから、解消作業全体で計画・実施することとなります。
なお、43千円／10aを超える部分について、市町村単独事業を活用することは可能です。

Q 3 出し手から農地バンクは、使用貸借のみの契約でしょうか。

A 3 出し手からの契約は、使用貸借になります。
ただし、受け手に対しては交付額を超えた場合には賃貸借になることも可能です。

Q 4 簡易な整備を農地バンクから他者に委託することは可能でしょうか？

A 4 農地バンクが行うほか、専門業者や受け手に委託することも可能です。（ただし、出し手は除きます。）

Q 5 抜根のうち、農業生産を目的に新植・改植された樹木は除くことになりますか？

A 5 農業生産を目的に新植・改植された樹木は、遊休化により生じたものではないため、対象外とします。
なお、解消作業全体に含めて計画・実施することは可能です。

Q 6 果樹の抜根は対象となりますか？

A 6 解消作業全体に含めて計画・実施することは可能ですが、農業生産を目的に新植・改植された樹木の抜根は交付対象外です。